

給付年金コーナー

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

【国民年金】

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

【国民年金加入のお知らせ】

20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが届きます。内容は「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。「年金手帳」は別途送付されますので、大切に保管してください。※厚生年金保険に加入している方を除きます。

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

発熱があるときの受診のしかたについて

この冬は、普通の風邪やインフルエンザの症状と新型コロナウイルス感染症の区別がつかないことが多いため、次のようなことを踏まえ、受診していただくようお願いします。

①かかりつけ医がいる方…

かかりつけ医に電話で相談。※医師の判断により別の医療機関を紹介される場合もあります。

②かかりつけ医がない方…

お近くの医療機関、または、埼玉県HPに掲載されている「埼玉県指定 診療・検査医療機関」検索システムで、近隣の医療機関を探して電話で相談。

※「埼玉県指定 診療・検査医療機関」とは、新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の診療・検査を行うことができる医療機関です。埼玉県が医療機関を指定しHPで公表しています。

HPが見られない方は【埼玉県受診・相談センター ☎048・762・8026】へお問い合わせください。

問合せ

健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線124、128
秩父郡市医師会 ☎22・0570 秩父保健所 ☎22・3824



埼玉県指定
診療・検査医療機関
検索システム

1月の納期

●町県民税（第4期分）

●国民健康保険税 普通徴収（第7期分）

●介護保険料 普通徴収（第7期分）

●後期高齢者医療保険料 普通徴収（第7期分）

納期限は2月1日(月)です。口座振替の場合は1月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ

役場 ☎66・3111
町県民税 税務会計課町県民税担当 内線115
国民健康保険税（納税） 税務会計課国民健康保険税担当 内線112
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123